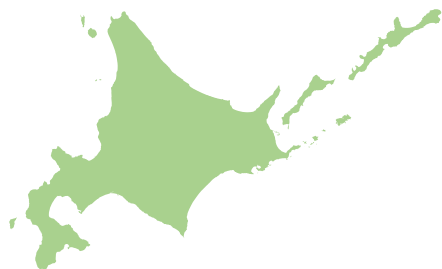




その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

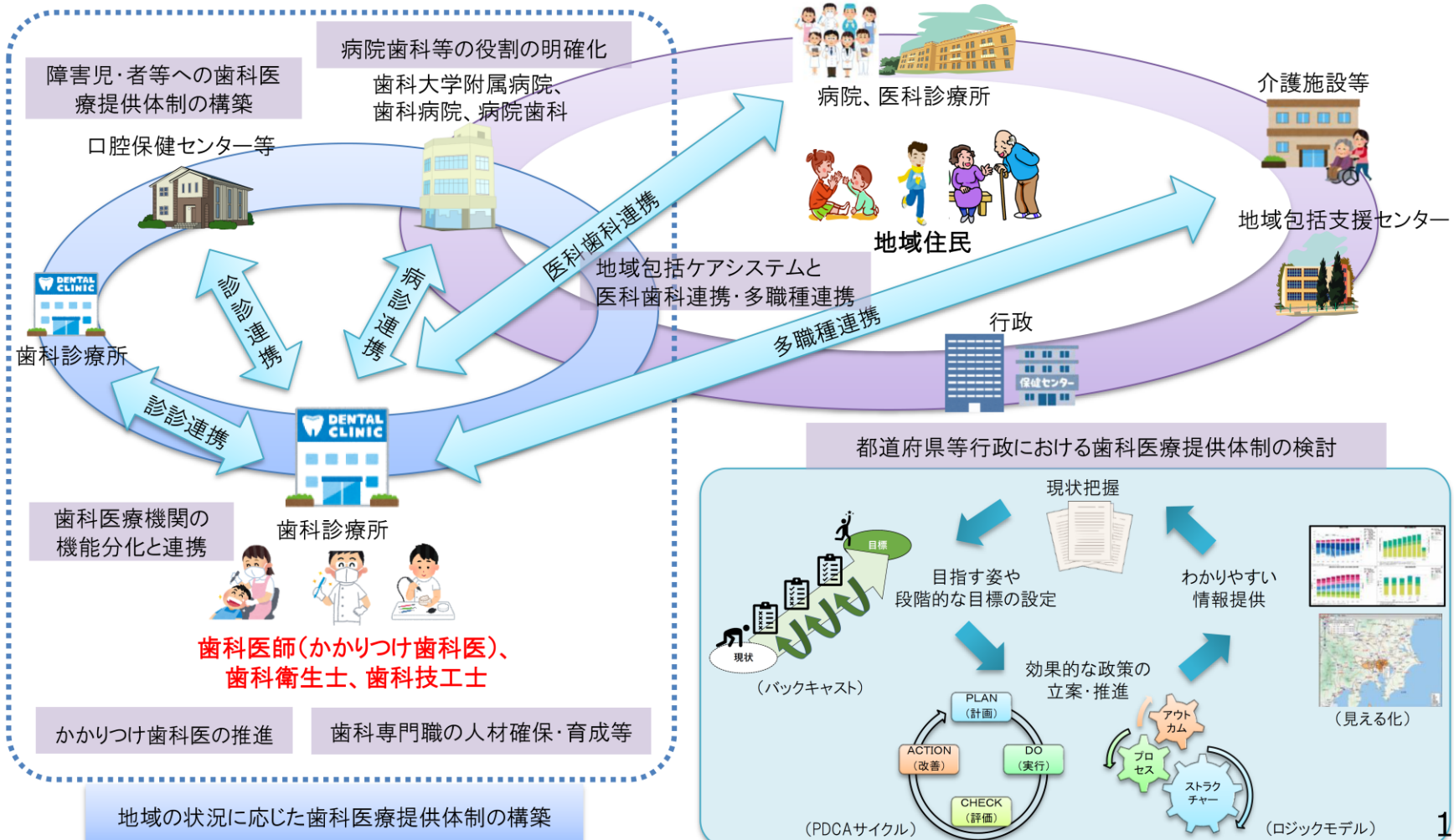
資料 2-1

厚生労働省モデル事業 「就労世代の歯科健康診査等推進事業」について



令和6年2月29日（木）
北海道帯広保健所

- 少子高齢化による人口構成の変化や歯科疾患の罹患状況の変化、医療や介護等における歯科保健医療に対するニーズの多様化などにより、歯科保健医療を取り巻く状況が大きく変化している状況に対応するため、歯科医療の質の向上を図るとともに、地域の状況に応じた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- これらを踏まえ、歯科医療の提供体制の構築等に関する必要な事項について、総合的に議論を行い、とりまとめられたもの。



かかりつけ歯科医をもつ者の増加のための普及啓発の促進

現行の歯科健診体制について

○各ライフステージにおける歯科健診の制度

	健診（検診）	根拠法	実施主体	対象年齢（対象者）	備考
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6ヶ月・3歳	◆ 市町村が実施義務を負う
生徒・児童等	学校歯科健診	学校保健安全法	学校 <small>※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。</small>	毎学年実施	◆ 学校が実施義務を負う（※大学を除く）
574歳	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	40、50、60、70歳	◆ 健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が実施する ◆ 「歯周病検診マニュアル2015」を参考に実施
	労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診	労働安全衛生法	事業者	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者	◆ 事業者が実施義務を負う
75歳以上	後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者	◆ 後期高齢者医療制度事業費補助金等の補助メニューである ◆ 「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」（平成30年）を参考に実施

○歯科保健課の予算事業による歯科健診【令和5年度拡充】

歯科健診事業（都道府県等口腔保健推進事業）：上記を除く、市町村が独自に実施する歯科健診事業を支援

就労世代の歯科健康診査等推進事業：歯科健診を実施していない事業所や自治体等に対して歯科健診実施等を支援 等

国民皆歯科健診と歯周疾患検診の拡充

国民皆歯科健診

骨太の方針2023で、2022年度に引き続き「国民皆歯科健診」が明記

→

今後、**歯科口腔保健法**改正等を行い、「**国民皆歯科健診**」を公的に位置づける方向性

歯周疾患健診

・令和6年度厚生労働省概算要求

→

健康増進法の健康増進事業における歯周疾患健診の対象年齢に**20歳と30歳**を追加

・歯周病等スクリーニングツール開発支援事業についても令和6年度の概算要求に盛り込んでいる。

<骨太の方針>「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進を図る。全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、**生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進**、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。

地域での歯科健診（特に成人期以降）をどのように推進していくかが重要